

地区のあり方等について 中間まとめ

令和元年8月22日

大船渡市協働のまちづくり検討委員会

1 地区公民館の現状と課題

- ① 地域包括ケアシステムの導入に伴う地域助け合い協議会関連事業や、東日本大震災後の復興まちづくり等に関連する活動等、この数年間で地区公民館長・主事の仕事量と負担感が増加している。
- ② 概ね公民館を基盤としてきた地区の住民力は比較的強いが、一方で、業務の多様化や拡大により、公民館の活動計画の策定や運営等を担う人材の確保に多くの地区公民館が苦慮している。
- ③ 地区人口の高齢化が進む一方、震災復興に関連する新たな人口移動も生じているなかで、地区の運営や活動に関わる人を増やし、地区の中で誰もが担い手として参画できる仕組みが必要になっている。
- ④ 人口が減少し、行政においても従来通りの住民サービス維持が懸念される中、将来にわたって住民が暮らしやすさを実感できるよう、地区と行政が協働しながら多様な生活課題に対応する必要がある。
- ⑤ 復興が進み、その先のまちづくりを考える時期にきている。

2 地区のあり方

(1) 地区の方向性

- ① 地区住民自らが、「地域力の向上」を目指し、市内のさまざまな団体等と連携、協働しながら、主体的に考え、行動できるような仕組みを目指す。
- ② 新たな時代に対応するような地区の新しい役割や運営方法を見出し、行政と連携して、地区内での話し合いや合意形成を地区が主体的に進めていくことが望ましい。
- ③ 地区の課題や将来像を自分のことと捉えられるよう、住民が意識を変えていく必要がある。
- ④ 多くの住民の参画を得るために必要なのは、多様な住民が参画しやすい場づくりと、話し合いを重ねていくことができるような環境の整備である。
- ⑤ 地区に関わる人づくりが重要である。

(2) 地区の運営・組織

- ① 地区公民館が今まで担ってきた役割を踏まえ、地区公民館をエリアとした住民組織と行政が協働関係を構築するのが望ましい。
- ② 地区内の既存団体と整合を取りながら、地区の実情に応じつつ、全体を見渡せるような運営が必要である。
- ③ 地区の活動資金は、既存の財源を再配分、又は必要に応じて追加配分するなど、地区が機能的に活動できるように整理する必要がある。

(3) 地区の拠点施設

- ① 現在の地区公民館は、営利事業の禁止など社会教育法の制限を受けている。センター化などを通じて、社会教育の理念を継承しながらも、社会教育法の適用を越えた新たな活動も行える施設に転換することで、地区の活動分野が広がる。
- ② 今後センター化する場合は、施設の名前が変わるだけでなく、新しい仕組みになるということを、十分に理解してもらう必要がある。

(4) 地域助け合い協議会との関係

- ① 協議会の代表や生活支援コーディネーターを地区公民館長・主事が担うなど、協議会と地区公民館との関わりが深いのが当市の大きな特徴である。
- ② 高齢化が進行して協議会の活動がさらに重要となる中、一部の人に地区活動の負担が集中すると、地域包括ケアが機能しなくなる懸念がある。
- ③ 地区の組織の一部門に協議会を位置づけるのは、分かりやすい一つの形であるが、各地区の実情に応じて個別に整理する必要がある。

3 行政のあり方

- ① 行政は、協働のまちづくりに積極的に取り組んでいく必要がある。
- ② 行政、地区、中間支援団体が連携しながら、同じ目的に向かって一緒に作り上げていく姿勢やプロセスが大事である。
- ③ 「協働」の定義や考え方について、わかりやすい整理が必要である。

4 今後の進め方

- ① 地区の組織改革が最終目的ではなく、話し合いなどによって住民が地区の現状把握と将来の展望などを共有することが始まりであり、最も重要である。
- ② 自らが楽しんで活動し、その成果が周囲に評価されて次のやる気に繋がるような取組など、若者や女性が参画しやすいきっかけを作ることが大切である。
- ③ 地区への説明は地区公民館長や主事が取組の主旨を理解して、自ら住民に意義を訴え、それを市がサポートするのが理想的な姿である。
- ④ はじめに先行地区で話し合いを進め、そのプロセスや成果を公開しながら、他の地区に展開すれば地区の理解が進みやすい。